

No. 40

制 度 名	農山漁村振興交付金 (農山漁村活性化整備対策)	主管課名	農村計画課 農村活性化 G							
		問合せ先	029-301-4264							
目的・趣旨	市町村が作成する農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流の促進のための計画に基づき、農山漁村における定住、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等の整備を支援する。									
[対象団体] 都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等										
[対象事業]										
1 生産基盤及び施設の整備	農林漁業の振興を図る生産施設等の整備を支援 (基盤整備、生産機械施設、処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就業者等技術取得管理施設)									
2 生活環境施設の整備	良好な生活の場である農山漁村の生活環境整備を支援 (簡易給排水施設、農山漁村定住促進施設)									
3 地域間交流拠点施設の整備	都市住民や一時的・短期的滞在等の交流拠点の整備を支援 (地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業・農山漁村体験施設、自然環境等活用交流学習施設)									
4 その他省令で定める事業	地域資源を活用した事業、地域住民の活動促進施設の整備等を支援 (地域資源活用起業支援施設、地域資源循環活用施設、地域住民活動支援促進施設、農地等補完保全整備、景観・生態系保全整備) 等									
[対象経費] 対象事業の実施に要する経費										
[実施期間] 上限 5 年										
[補助限度額等] 国費で 4 億円までとする。また、地域間交流拠点整備の上限：29 万円以内/m ² かつ延べ床面積 1,500 m ² 以内とする。										
[経費負担割合]										
区分		国	県	市町村						
農山漁村活性化整備対策		概ね 1/2 ※	—	—						
〔2 年度予算概算決定額:国〕 9,805,000 千円 (交付金全体額)		〔2 年度補助対象団体〕 令和 2 年 4 月以降								
[備考] ※国の補助率は交付対象事業、実施地域等により異なるため、事前に確認すること										